

承第1号

檀原市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 地方税法の一部改正により、軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直し、マンション長寿命化促進税制にかかる申請手続の改正など必要な措置を講じることにつき、令和7年度の課税事務上、急を要するため

檜原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市条例第 2 0 号

檜原市税条例の一部を改正する条例

檜原市税条例（昭和 3 1 年檜原市条例第 3 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（種別割の税率） 第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2, 0 0 0 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 5 リットルを超え、0. 0 9 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワットを超え、0. 8 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円 ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 9 リットルを超えるもの又は定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円 エ （略）	（種別割の税率） 第 8 2 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が 0. 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0. 6 キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2, 0 0 0 円 イ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 5 リットルを超え、0. 0 9 リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が 0. 6 キロワットを超え、0. 8 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円 ウ <u>2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円</u> エ 2 輪のもので、総排気量が 0. 0 9 リットルを超えるもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が 0. 8 キロワットを超えるもの 年額 2, 4 0 0 円 オ （略）

改正前	改正後
(2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項	(2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</u> (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項

改正前	改正後
において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者<u>又は</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （１）～（４） （略） （５） 運転免許証の番号、<u>交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が</u>附されている場合にはその条件 （６） （略） <u>３・４</u> （略） 附 則 （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第７条の２ （略）	において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者<u>若しくは</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （１）～（４） （略） （５） 運転免許証<u>又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が</u>附されている場合にはその条件 （６） （略） <u>３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>４・５</u> （略） 附 則 （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第７条の２ （略）

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の橿原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。